

令和2年度外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修(NITS オンライン研修) 実施要項

1 目的

日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、学校教育法施行規則が改正されたことにより、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。新学習指導要領においては、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」の重要性が示されている。また、「出入国管理及び難民認定法」が平成30年に改正され、日本語指導が必要な児童生徒等が今後さらに増加することが予想される。このような実態を踏まえ、児童生徒等の実態に応じた適応指導・日本語指導を関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、組織的・計画的に学校、地域全体で行うことを指導できる教職員の専門性を高めることが必要である。

本研修では、新学習指導要領に基づいて、地方公共団体や学校全体での外国人児童生徒等の受入れ体制の整備、関係機関との連携、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法等について、必要な知識等を習得する。さらに本研修後の成果活用を通して、1)外国人児童生徒等に対する教育の推進に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2)学校や地域において研修を企画・実施し、学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 受講期間等

※期間及び期限は全て令和2年度

受講者は、以下①～③の中から受講可能な期間を第2希望まで選択し、推薦者に報告する。

受講期間(選択制)	推薦期限
① 1月19日(火)～1月21日(木)	12月14日(月)
② 1月26日(火)～1月28日(木)	
③ 2月2日(火)～2月4日(木)	

※ 視聴可能期間については、受講期間の前後1週間程度を予定しており、システム上はこの期間内のいつでも視聴可能であるが、受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

5 実施方法 インターネットでオンライン研修を視聴する。(同時双方向通信は行わない)

6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 受講者

(1) 受講資格

本研修の内容を踏まえ、各学校や地域において研修を企画・実施する指導者として活動を行う者

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの外国人児童生徒等教育担当者並びにこれらに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭
- ③ 外国人児童生徒等に対する日本語指導等について経験を有する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校等の主幹教諭、指導教諭及び教諭等
- ④ 教職員支援機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生【教職経験のあるものに限る】

※「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

（2）推薦手続

推薦期限は、令和2年12月14日（月）とする。

各都道府県（中核市を含む）・各指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛に、[様式1]により推薦を行う。

国立大学法人、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び教職大学院を置く各大学については、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛に、[様式1]により推薦を行う。

※推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会（各学校や地域での研修等）を設けること。

（3）受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。本研修はすべてオンラインで実施するため、定員に制限は設けないが、各受講期間における人数比の調整のため、第2希望で受講を決定する場合がある。

8 研修内容

日程表は「別紙1」のとおりとし、受講者は研修終了後に「課題レポート」を提出する。なお、「課題レポート」の様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

9 事前課題

（1）研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

10 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後1年程度の期間後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

11 その他

(1) すべての講義を受講し、「課題レポート」を提出した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修は、非集合型のオンライン研修であり、学習管理システム「学びばこ」((株)テクノカルチャー)を利用して研修を配信するものである。「学びばこ」はソフトウェアやアプリをダウンロードする必要がなく、スマートフォン等の端末からも視聴でき、システム上はどこからでも視聴可能であるが、受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

令和2年度外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修(NITSオンライン研修) 日程表

9:00												16:00	
(火)	開講にあたって	文部科学省講話	(第1講) 講義	(第2講) 講義	リフレクション	昼 休 憩	(第3講) 講義	(第4講) 講義	リフレクション				
			外国人児童生徒等に対する教育施策	本研修の目的 －外国人児童生徒等教育を担当する教員の資質・能力とその育成－			外国人児童生徒等教育の現状と課題 －多文化共生・学習権・市民性の視点から－	外国人児童生徒等の受入れ・指導体制 －自治体・学校の体制作りとその例－					
(水)	(第5講) 講義			リフレクション	昼 休 憩	(第6講) 講義			リフレクション				
	「子どもの日本語教育」の理論と方法 －言語習得・バイリンガリズム・コースデザイン・指導方法－					児童生徒の年齢的発達と日本語指導 I (小学生) －実態把握と日本語指導－							
(木)	(第7講) 講義			リフレクション	昼 休 憩	(第8講) 講義・演習			閉講にあたって				
	児童生徒の年齢的発達と日本語指導 II (中学生以上) －日本語指導とキャリア・多文化教育－					研修成果の活用に向けて －研修のまとめ・研修プランの作成－							

※「リフレクション」とは、講義内容について、自身の教育実践を振り返りつつ理解を深める、個人演習の時間です。

※午前・午後ともに、講義・演習とリフレクションで150分で構成しています。適宜、休憩を入れながら受講して下さい。